

沖縄県子ども・若者計画の 愛称(ニックネーム)募集

～新しい計画に名前をつけてね!～

沖縄県では、社会の一番の宝である沖縄の子ども達が生き生きと暮らせる「誰一人取り残さない子どもまなか社会」の実現を目指し、「沖縄県子ども・若者計画」をつくっています。

みなさんが計画を身近に感じられるような親しみやすい愛称(ニックネーム)を募集しますので、たくさんおしえてくださいね!

●応募期間(おうぼきかん)

令和7年2月10日(月)から令和7年2月28日(金)まで

●応募(おうぼ)できる人

沖縄県内に住んでいる18歳までの子ども(個人でもグループでも応募できます)

●表彰(ひょうしょう)について

最優秀作品(愛称に採用作品)と優秀作品には、賞状と記念品を贈呈

●応募(おうぼ)について

※応募は一人1点です。

※応募作品は自分で作ったものに限りです。

応募はこちらのQRコードから!



<https://forms.gle/rj8xaopuTnvMiLcY9>

「沖縄県子ども・若者計画」やさしい版は こちらのQRコードから見るができます!



https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/032/854/keikakuyasasii.pdf

※採用された最優秀作品、優秀作品の方のみご連絡いたします。

※採用作品の著作権などの一切の権利は沖縄県に帰属します。

※個人情報(こじんじょうほう)について

- ・最優秀作品、優秀作品を応募した方への連絡用として使用します。
- ・応募者の個人情報は、許可なく第三者に開示・提供しません。ただし表彰者の氏名、学校名、学年は発表時に公表します。

お問い合わせ先

沖縄県 子ども未来部 子ども若者政策課 企画班

TEL 098-866-2100 メールアドレス aa031607@pref.okinawa.lg.jp

おき なわ けん わか もの けい かく
沖縄県子ども・若者計画
ばん
やさしい版



おきなわけん わかものけいかく
沖縄県子ども・若者計画について

れいわ ねん がつ わかもの じぶん せいちょう
令和5年4月、すべての子どもや若者が自分らしく成長し、しあわせにくらせ
しゃかい きほんほう ほうりつ
る社会をめざして「子ども基本法」という法律ができました。

けん おきなわ わかもの い い しゃかい
そして県では、沖縄の子どもや若者が、生き生きとくらせる社会をめざして
おきなわけん わかものけいかく
「沖縄県子ども・若者計画」をつくります。

おきなわけん みらいぶ わかものせいさく かく
沖縄県 子ども未来部 子ども若者政策課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL:098-866-2100



おきなわけん じぞくかのう かいはずもくひょう しえん
沖縄県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

沖縄県子ども・若者計画ってなに？

Point1 計画のめざすものはなに？

社会のいちばんの宝である沖縄の子どもたちが生き生きとくらせる「誰一人取り残さない子どもみんなが社会」をつくることをめざしています。

Point2 計画にはどんなことがかかっているの？

沖縄の子どもや若者みんなが生き生きとくらせる社会をつくっていくために、沖縄県が大切に考える必要な取組をかいています。

Point3 どうやって計画をつくるの？

たくさんの子どもや若者の意見をききながら、子どもや若者にとっていちばんいいことは何かをみんなが考えて、計画をつくりまします。

Point4 だれのための計画なの？

沖縄県の子どもや若者、子育てをする人、そのまわりのおとなをふくめた、みんなの計画です。

Point5 いつからいつまでの計画なの？

令和7年度から令和11年度までの5年間の計画です。

誰一人取り残さない 子どもみんなが社会とは？

すべての子どもや若者が

社会に参加できる機会がある

どんな環境や地域に生まれ育っていても夢や希望がもてる

権利をもっていて大切にされる

子どもや若者にとってよいことがえらばれる

現在、そして将来もずっとしあわせに生活できる

意見が言える・意見が大切にされる

すこやかに成長できる

若い世代が

仕事と家庭の両立と所得の向上が実現できる

子どもを望む人みんながよろこびや生きがいを感じながら、安心して子育てができる

だれ ひとり と のこ
**「誰一人取り残さない子ども
 まんなか社会」をつかって
 いくために大切なことは？**

つぎ
6 次の
 ことを大切にします

わかもの けんり たいせつ
1. 子どもや若者の権利を大切にします

- ☀️ 子どもや若者の権利や個性を大切にし、子どもたち自身がえらび、決め、実現することを応援する
- ☀️ 子どもや若者にとってもっともよいことを優先する
- ☀️ 貧困、虐待、いじめ、暴力などから子どもや若者をまもり、すべてのおとなに子どもの権利をひろめていく

わかもの いけん しゃかい さんか
2. 子どもや若者の意見や社会に参加することを大切にします

- ☀️ 子どもや若者が、意見をもち言えるようになることを応援し、意見を言える場や機会、社会に参加する環境をつくる
- ☀️ 子どもや若者の意見を大事にし、子ども、若者といっしょに社会をつくっていく

こころ せいちょう
3. おとなになるまでの心やからだの成長をサポートします

- ☀️ おかあさんの妊娠や出産を応援する
- ☀️ 子どもや若者にとってよい環境をつくる
- ☀️ 等しくよい教育をうけ、子どもや若者の可能性をのばし、夢や希望をもって成長し、自分らしく生きていける社会にする

かんきょう せいちょう
4. どんな環境でもみんなが成長できるようにサポートします

- ☀️ 学校を学ぶ場、安全に安心してすごせる場所にする
- ☀️ どの地域に住んでいても必要なサポートをうけられ、こまったときに助けを求められるようにする
- ☀️ 貧困や困難がつづかないよう取り組む

わかもの かんきょう
5. 子どもや若者のまわりの環境をととのえていきます

- ☀️ 結婚・出産・子育てについて、さまざまな考えかたを大事にする
- ☀️ どの地域でも安心して子育てできる環境をみんなで作ります
- ☀️ はたらく場所や給料を安定させ、仕事と家庭どちらも大切にできるような社会にする

わかもの せいちょう おうえん
6. みんなでつながり、子どもや若者の成長を応援します

- ☀️ 国や県、市町村だけでなく、子どもや若者をとりまくいろいろな人が、みんなで協力して応援する
- ☀️ 子どもまんなか社会の実現、子どもの貧困がなくなるように県民みんなで取り組む



どんな取組をするの？



01 すべての年齢の子ども・若者のための取組

- ・子どもや若者が権利の主体であることを、子ども・若者自身やおとなにひろくおしらせします
- ・子どもや若者がそれぞれの個性をのびし、活躍できるようにします
- ・障がいのある子どもや若者もいっしょに活動できるようにし、地域での支援も強化します
- ・SOSの出しかたやうけとめかたを伝え、なやんでいる子どもや若者が相談しやすい環境をつくります
- ・ふだんから家族の世話などをしているヤングケアラーをみつけ、支援をうけられるようにします
- ・子育てになやんでいる保護者を支援することで、虐待をふせぎます
- ・施設や里親のところで生活する子どもの声をきき、おとなになるまでサポートします
- ・性や妊娠にかんして正しく知ることができるようにし、こまったときは支援をうけられるようにします

02 小学校に入るまで(誕生前から6歳くらいまで)の子どもと家族のための取組

- ・おかあさんの妊娠前からおなかの中にいるとき、また生まれて、育っていくときに、おかあさんも子どもも元気でいられるよう、お医者さんに相談したり検査をうけるなど、必要な支援をうけられるようにします
- ・子どもの心やからだの状況、子どものまわりの環境を考えながら、子どもにとってよりよい保育や教育がうけられるようにします

03 学童期・思春期(6歳～18歳くらい)の子どものための取組

- ・学校を、もっと安全に安心してすごし、学ぶことができる場所にします
- ・学校の校則について、生徒や保護者の意見をききながら、見直しがおこなえるような活動をすすめます
- ・すべての子どもや若者が、ありのままであられ、いろいろな人といっしょに勉強や体験をしながら、安全に安心してすごせる「居場所」をふやします
- ・いつでも病院でみてもらえるようにし、規則正しい生活習慣を身につけて、自分のからだや心について正しく知ることができるようにし、なやみを相談しやすくします
- ・子どもや若者が、社会で生きていくために必要な知識を身につけられるようにします

- ・いじめをふせぐほか、いじめを早くみつけ、相談しやすくしたり、調査したりします
- ・不登校の場合でも教育をうけられる体制をととのえます
- ・高校での指導・相談体制を充実させて中退を予防し、中退した場合でも仕事や勉強についてサポートします

04 青年期(18歳くらいから)の若者のための取組

- ・お金を理由に自分のやりたいことを諦めることがないように、大学などに進学するための支援をおこないます
- ・自分にあう仕事を見つけて、経験をつんでいけるように支援します。また、給料があがるようにしたり、はたらきやすいようにしたりします
- ・結婚したい人が結婚できるよう、出会いの場をつくったり、結婚後の新生活を支援したりします
- ・なやみや不安をかかえる若者やその家族が、こまりごとを相談したり、いろいろなサポートがうけられるよう支援します

05 子育てをしている人のための取組

- ・子育てや教育にかかるお金の負担がすくなくなるようにします
- ・地域の中に、子育てのなやみを相談できる場所や子育てを手伝ってくれる場所をふやします
- ・保護者がともに協力して仕事と子育てをできるように、はたらきかたをかえるとともに、男性の家事や育児への参加をすすめます
- ・ひとりで子育てをしている家庭に、必要な支援をおこないます

06 子どもの貧困をなくすための取組

- ・貧困な状況に生まれ育っても、おとなになるまで生活・教育など必要な支援をおこない、自立できるように支援します
- ・学習や進学の支援、体験や交流などにより、いろいろな困難をかかえる子どもや若者の自立を応援し、貧困の連鎖をとめます
- ・支援がとどいていない子どもや若者、その保護者を必要な支援につなげます

わかもの とりくみ こどもや若者のための取組を すすめていくうえで だいじ 大事なことってなに？

まず、こどもや若者とおとながいっしょになって社会をつくること（社会
さんかく わかもの しゃかい いちいん こえ いけんひょうめい
参画）、こどもや若者も社会の一員として声をあげること（意見表明）が
でき、その声（こえ）が社会（しゃかい）に生かされること（いけんはんえい）がとても大切です（たいせつ）。

そのために、おきなわけん わかもの いけん ひょうめい
沖縄県はあらゆるこどもや若者が**意見を表明しやすい**
かんきょう いけんひょうめい きかい
環境、意見表明の機会をつくっていきます。そして、その意見（いけん）を
たいせつ わかもの とりくみ はんえい
大切に（たいせつ）し、こどもや若者にたいする取組へ反映（はんえい）させていきます。

こどもや若者の意見（いけん）により、みなさんの状況（じょうきょう）や必要（ひつよう）としていること、
おとなが気づかない（きづ）あたらしい発見（はっけん）が、より多くのおとなに伝わり（つた）、こ
どもや若者（わかもの）にたいする取組（とりくみ）がよくなっていきます。

いけん ひょうめい かんきょう いけんひょうめい きかい 意見を表明しやすい環境・意見表明の機会とは

- ☀️ わかもの じぶん いけん きも ひょうめい けんり し まな
こどもや若者が、自分の意見や気持ちを表明してもよい権利について知り、学ぶ
- ☀️ わかもの いけん いけん たいせつ つた
こどもや若者の意見をきき、その意見を大切にすることをおとなにも伝えていく
- ☀️ いけん い わかもの あんしん いけん い ほうほう かんが
意見を言いにくいこどもや若者も安心して意見が言えるよう、いろいろな方法を考える
- ☀️ わかもの いけん ひ ぎじゅつ ひと
こどもや若者の意見をきいたり、引き出す技術をもった人をふやす
- ☀️ わかもの わかもの かいぎ はい
こどもや若者にモニターになってもらう、若者に会議のメンバーに入ってもらう
- ☀️ わかもの ちゅうしん かつどう きょうりょく かつどう おうえん
こどもや若者が中心となって活動しているグループと協力し、その活動を応援する